

わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)

◎わがまち特例とは・・・

平成24年度税制改正により、地方税法の定める範囲内において地方団体が特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みです。

次の資産に対して固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例が対象となります。【一部抜粋】

汚水又は廃液処理施設に係る償却資産(地方税法附則第15条第2項第1号)

〈対象資産〉 償却資産

水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場、事業所の汚水、廃液の処理施設等
沈殿・浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置等が対象となります。

※既存の施設に代えて設置したもの及びバーク処理装置については適用除外となります。

〈取得時期〉

令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

期限なし

〈特例割合〉

価格の3分の1に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

- ・特定施設設置届出に係る受理書の写し
- ・法の対象施設であることが分かる書類

下水道除害施設(地方税法附則第15条第2項第5号)

〈対象資産〉 償却資産

下水道除害施設とは、公共下水道施設を使用する者が、下水道法施行令に定める基準に従い、下水の障害を除去することをいいます。

当該施設における沈殿・浮上装置、污泥処理装置、中和装置等が対象となる施設です。

※既存の施設に代えて設置したもの及びバーク処理装置については適用除外となります。

〈取得時期〉

令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

期限なし

〈特例割合〉

価格の4分の3に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

- ・法の対象施設であることが分かる書類

雨水貯留浸透施設(地方税法附則第15条第41項)

〈対象資産〉 償却資産

特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事によって設置された一定の雨水貯留浸透施設であり、浸水被害を防止するため、雨水を一時的に貯留し、地下に浸透させる機能を有するものです。浸透性舗装、浸透ます、浸透トレンチ、貯留施設等が対象となる施設です。

〈取得時期〉

令和3年5月10日から令和9年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

期限なし

〈特例割合〉

価格の3分の1に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・法の対象施設であることが分かる書類

再生可能エネルギー発電設備(地方税法附則第15条第25項)

〈対象資産〉 償却資産

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法による認定発電設備以外(再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、制御装置、直交変換装置、系統連系用保護装置)が対象資産となります。

※固定価格買取制度の認定を受けたものは、対象外となります。なお、買取制度の認定を受けて平成24年5月29日～平成28年3月31日までの間に取得した一定の設備については、旧法の適用により3年間、価格の3分の2に課税標準が軽減されます。

◎太陽光発電設備

●出力が1000kw未満の設備(地方税法附則第15条第25項第1号イ)

〈取得時期〉

令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の3分の2に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し

●出力が1000kw以上の設備(地方税法附則第15条第25項第3号イ)

〈取得時期〉

令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の4分の3に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し

◎風力発電設備

- 出力が20kw未満の設備(地方税法附則第15条第25項第3号ロ)

〈取得時期〉

令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の4分の3に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書の写し

- 出力が20kw以上の設備(地方税法附則第15条第25項第1号ロ)

〈取得時期〉

令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の3分の2に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書の写し

◎水力発電設備

- 出力が5000kw未満の設備(地方税法附則第15条第25項第4号イ)

〈取得時期〉

令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の2分の1に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書の写し

- 出力が5000kw以上の設備(地方税法附則第15条第25項第3号ハ)

〈取得時期〉

令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の4分の3に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書の写し

◎地熱発電設備

- 出力が1000kw未満の設備(地方税法附則第15条第25項第1号ハ)

〈取得時期〉

令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の3分の2に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書の写し

- 出力が1000kw以上の設備(地方税法附則第15条第25項第4号ロ)

〈取得時期〉

令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の2分の1に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書の写し

◎バイオマス発電設備

- 出力が1万kw未満の設備(地方税法附則第15条第25項第4号ハ)

〈取得時期〉

令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の2分の1に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書の写し

- 出力が1万kw以上2万kw未満の設備(地方税法附則第15条第25項第1号ニ)

〈取得時期〉

令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の3分の2に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書の写し

浸水防止用設備(地方税法附則第15条第28項)

〈対象資産〉 償却資産

浸水防止用設備とは、水防法に規定された浸水防止計画に基づき取得した設備をいいます。
止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機が対象となります。

〈取得時期〉

平成29年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

5年間

〈特例割合〉

価格の3分の2に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・避難確保・浸水防止計画の写し

都市再生特別措置法による認定事業者が取得した公共施設等(地方税法附則第15条第14項)

〈対象資産〉 家屋、償却資産

〈特例内容〉

都市再生特別措置法に基づく認定事業者が取得した公共施設等とは、特定都市再生緊急整備地域において、同法に規定する民間都市再生事業の認定事業者が取得した施設を言います。

具体的な対象資産として、公園、広場、緑化施設、通路等

〈取得時期〉

令和5年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産

〈適用期間〉

5年間

〈特例割合〉

・都市再生緊急整備地域 : 価格の5分の3に課税標準額を軽減

・特定都市再生緊急整備地域: 価格の2分の1に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・国土交通大臣の証明に係る書類の写し

市民緑地の用に供する固定資産(地方税法附則第15条第32項)

〈対象資産〉 土地

〈特例内容〉

緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の土地に対するものです

緑地保全・緑化推進法人とは、緑地の設置・管理についての一定の能力を有する民間団体を市町村が指定する制度です。

〈取得時期〉

平成29年4月1日から令和9年3月31日までに設置した資産

〈適用期間〉

3年度分

〈特例割合〉

価格の3分の2に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・市民緑地設置管理計画認定書

サービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅(地方税法附則第15条の8第2項)

〈対象資産〉 家屋

〈特例内容〉

高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅である賃貸住宅

〈取得時期〉

平成27年4月1日から令和9年3月31日までに取得した資産

〈適用期間〉

5年度分

〈特例割合〉

価格の3分の2に軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・法の対象施設であることが分かる書類

中小事業者等が認定先端設備導入計画に従って取得した先端設備等(地方税法附則第15条第43項)

〈対象資産〉 償却資産

〈特例内容〉

中小事業者等が適用期間内に、市から認定をうけた「先端設備等導入計画」に基づいて、

一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準額が軽減される制度です。

(詳細については、中小企業庁のホームページをご覧ください)

〈取得時期〉

令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得した資産

〈・特例期間・特例割合〉

	1. 5%以上の賃上げ方針を 表明している場合	3%以上の賃上げ方針を 表明している場合
軽減率	1/2	1/4
特例期間	3年間	5年間

〈特例適用申告時の提出書類〉

・先端設備導入計画に係る認定申請書の写し

・先端設備導入計画に係る認定書の写し

・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

※リース会社が申請する場合、以下の書類もご提出いただきます。

・リース契約書の写し

・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し